

指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）の追加指定について

気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律により、気候変動適応法第21条に指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）が規定されました。益田市でも熱中症特別警戒情報（熱中症特別警戒アラート）が発表されたときに、暑さをしのげる施設を確保することで、極端な高温時において熱中症による重大被害の発生を防止するため、クーリングシェルターを指定しております。この度、令和8年7月23日から指定施設を追加いたしました。

詳細につきましては下記のとおりです。

記

1 追加指定施設

施設名	所在地	開放日	時間帯	受入 可能人数
デイサービスなごみ	乙吉町 イ 322-7	月曜日から金曜日 （但し、祝日及び 8/13・14は除く）	9時00分～ 17時00分	5人

2 運用期間

7月23日（木）から 10月21日（水）まで

3 注意事項

- ・飲料水等は各自で持参
- ・利用できる日時・場所は、指定施設の開館している日時及び指定した場所のみ
- ・その他、利用に当たっては各施設の指示に従う

